

大和市告示第61号

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第6条中「第2条第3項第1号」を「規則第5条第1項第3号ア」に改める。

第7条中「第2条第3項第2号」を「規則第5条第1項第3号イ」に改める。

第8条中「第2条第3項第3号」を「規則第5条第1項第3号ウ」に改める。

第10条中「第2条第3項第4号」を「規則第5条第1項第3号エ」に改める。

第11条中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、「により減免」の次に「の決定通知」を加える。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。